

令和7年度長岡市公立保育園等における紙おむつ等定額利用サービス事業 公募型プロポーザルに関する質問及び回答

No.	頁など	質 問 内 容	回答
1	実 施 要 項 P.3	事業者について 業務の一部を共同運営企業に委託している場合は、参加資格を有するかどうかの確認になります。 ただし、申込者・提出者は全て弊社名になります。	ご質問の場合も参加資格を有します。
2	仕 様 書 P.2(3)	保育園内の指定場所への納品方法について 各保育園様の指定場所は1カ所でしょうか？	各園舎の玄関1か所への納品を考えております。
3	提 案 書 評 価 要 領 P.2	本事業におかれましては、保護者は保育園や長岡市様にはではなく、サービス提供事業者と直接契約して支払いを行うものと理解しております。 評価基準を拝見すると、支払い方法にエンペイの記載がありますが、自治体が特定の決済サービスを評価に入れることは、記載の支払いサービスへの利益の誘導と捉えられかねないのではないのでしょうか。 エンペイを利用しての決済が加点の対象となる場合、この支払い方法が保護者ならびに保育士の負担軽減に繋がるのか、ご教示いただけますでしょうか。 もし、別の支払い方法によって同様の効果が見込める場合、同等の評価をして頂ける理解でよろしいのでしょうか。	評価項目の「支払方法」につきましては、エンペイ(enpay)への対応の可否に関係なく、「利用料金の支払方法について、複数から選択できるようになっているか。」「保護者にとってわかりやすく、手続きしやすいものとなっているか。また、保育園等の負担が生じていないか。」という観点で評価を行います。

4	実施要 項 8-(1)	選定委員会の構成についてお聞かせください。 (担当課○名、現場保育士○名 計○名など)	担当課および関係課から 3 名、保育園 1 名、外部委員 1 名 合計 5 名です。
5	提案書 評価要 領（支払 い方法）	今回の評価項目について、ご見解を伺えればと存じます。 まず、請求主体の前提についてです。本事業の導入スキームにおいては、施設側が保護者へ直接請求を行うものではございません。したがって、「既に長岡市公立保育所に導入しているエンペイに対応可能か」という評価点は、本事業の適否や評価の妥当性に直接関わらないものと考えております。貴市としてはどのようにお考えでしょうか。 次に、公平性・中立性の観点です。 特定の決済サービスを事実上指定し、それを評価項目とすることは、当該事業者への利益誘導と捉えられる可能性がございます。その結果、長岡市様が特定事業者を優遇しているのではないかという懸念を生じさせかねません。公共性を担保すべき事業者選定において、この評価項目は、ある事業者のサービス利用を前提とした基準に該当するのではないのでしょうか。 さらに、仮にエンペイを通じて料金回収を行うことを加点要素とされる場合、そのサービスのどのような点が保育士・保護者の利便性向上につながると想定されているのか、ご教示いただけますと幸いです。 また、同様の利便性を別の方法で実現できる場合には、同様に評価いただけるものと理解してよろしいのでしょうか。	No.3 の回答のとおりです。

6	実施要領 5 頁目	「11 スケジュールにおけるプレゼンテーション実施日」について、開始時刻と終了時刻の目安を教えてください。	午後 1 時 15 分頃から午後 5 時 15 分頃までを想定しております。各社の発表順や入退室時間については後日お知らせいたします。
7	実施要領 3 頁目	「4 候補事業者決定までの流れ（1）」とありますが、企画提案書のプレゼンテーションは PC などを用いて TV などに投影して発表は可能でしょうか。その場合、HDMI ケーブルなどは長岡市にてご準備いただけますか。	ソース機器をご利用される場合、プロジェクターからスクリーンに投影することは可能です。プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは長岡市で準備します。
8	作成要領 1 頁目	「1 提案書の内容（2）用紙の大きさは原則 A4 版縦、横書き、左綴じ」とありますが、PC などを用いて発表する場合、A4 版横、での資料作成でも提出可能でしょうか？	可能です。
9	作成要領 1 頁目	「(4) プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。ただし、トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプランを別途設けることは可とします。」とあります。この場合、1 案の中において保育施設ごとに複数ブランドの中から選択できる仕組みを提案することは、1 案の範囲内として認められるかご教示ください。	全ての保育施設に導入する製品のブランドは 1 者につき 1 案として下さい。「トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプラン」につきましては、「保護者あるいは保育施設の申し出により、対象児童がトイレトレーニング中で 1 日の紙おむつ利用枚数が〇枚以下の場合は、従来の月額利用料金の〇〇％を保護者負担とする」といったプランがあればご提案ください。その場合、おむつの使用枚数に上限が加えられることとなりますが、仕様の範囲内とみなします。
10	仕様書 1 頁目	「3 事業概要 保育園等に在園している児童が、保育園等で使用する紙おむつ、おしりふき、紙エプロン及び手口ふき(以下「紙おむつ等」という。)を定額利用できるものとし」とありますが、導入時におむつを利用せずエプロン・手口ふきのみ利用する、という施設はありますか？	導入施設の保護者が、エプロン・手口ふきのみの利用を希望する方のみとなる場合が想定されますが、現時点では把握しておりません。

11	仕様書 3 頁目	6 事業内容 (6)その他 エ選定時に提示したサービス内容を低下させるようなサービスの変更はしないこと。」とありますが、物価高や為替などの影響等による原材料高騰により、価格を見直しが必要となった場合、市と事業者が協議することは可能ですか？	可能です。
12	評価要 領 1 頁目	「4 評価基準 ・紙おむつ以外のオプション(紙エプロン・手口ふき等)のみのサービス利用が可能か。」とありますが、紙エプロン・手口ふきセット利用だけでなく“紙エプロンのみ”あるいは“手口ふきのみ”を利用するということはあるですか？	紙エプロンと手口ふきはセット利用を考えております。